

## 第85課 株式会社—株式会社の機関（代表取締役）

取締役会の業務執行に関する意思決定を受けて実際に業務の執行にあたり、かつ、対外的に会社を代表する常設の機関が「代表取締役」である。

代表取締役は、取締役会の決議で、取締役の中から選任する（商法第261条第1項）。つまり、代表取締役は、株主総会決議で選任を受けたことによる取締役としての地位と、取締役会決議で選任を受けたことによる代表取締役としての地位を併せ持つわけである。代表取締役は、取締役でなければならないから、株主総会で取締役を解任されれば、当然に代表取締役としての地位を失うが、取締役会で代表取締役を解任されても、直ちに取締役としての地位を失うものではない。

代表取締役は、執行機関として対外的な業務執行をするために会社を代表する。つまり、会社としての取引などの対外的な行為は代表取締役が行うわけである。要するに、会社の営業活動はほとんどすべて代表取締役が会社を代表して行うわけである。代表取締役の代表権は、会社の営業に関する一切の行為に及ぶ広範囲かつ包括的なものであり、会社側でこれを制限しても、善意の第三者には対抗できない（商法、第261条第3項、同第78条第2項および民法第54条）。どういうことかということ、仮に、会社内部である代表取締役について、その代表取締役が特定の重要な契約をするには、契約の締結前に取締役会の承認が必要である、などという制限を設けたとして、その代表取締役がその制限に違反して取締役会の承認を得ずに契約をしたとしても、会社は、「その代表取締役はその契約をするのにあたって必要な承認を受けていないからその契約は無効である」とは言えない、ということである。会社と取引をする外部のものを保護するためである。また、会社がある者に対し、あたかも代表権を有するかのような名称や肩書きを与えているときにはその者が代表取締役でなくても、その者のした行為につき会社に責任を負わせる「**表見代表取締役**」という仕組みがある（商法第262条）。

代表取締役が複数いる場合にも、それぞれの代表取締役が単独で会社を代表するが、共同代表の定め（商法第261条第2項、第3項）をすれば、共同してのみ会社を代表することができるようにすることもできる。

また、代表取締役は、対内的にも業務執行権限を有し、法律で代表取締役の職務とされている事項を執り行い、取締役会の決定を実行に移すほか、取締役会から決定権限を委譲された事項についても意思決定とその執行を行う。なお、商法の条文上、単に「取締役」の職務とされているものであっても、「執行」、つまり、決められた事項を実行に移す、という性質を有するものは、代表取締役の職務事項であるので注意を要する。例として、株式申込証の作成（商法第280条の6）、あるいは計算書類の作成や株主総会への提出（商法第281条第1項、第281条の2）などが挙げられる。

## 1 重要語句

### a 代表

「代表」というのは、要するに、ある者（代表取締役）が他の者（会社）のために行為を行い、その行為の効果がその他の者に及ぶという仕組みであるから、民法で学んだ「代理」によく似ている。ここでも、代理の場合と同じく、もともと権限がないのに行為をしたらどうなるか（民法で言えば「無権代理」）、権限が与えられているような外観が作られている場合にはどうなるか（民法で言えば「代理権授与表示による表見代理」）、権限を越えて行為をしてしまったらどうなるか（民法で言えば「権限ゆ越の表見代理」）、あるいは権限が消滅してしまった後の行為（民法で言えば「代理権消滅後」の表見代理）についてはどうか、といった問題が考えられる。

しかし、代表取締役の場合には、本文で述べたように、包括的な代表権を有するのであるから、いやしくも代表取締役である限り、対外的な取引行為について権限がないということはほとんどなく、たとえ内部的に特定事項について制限を受けていても、そのような制限は、そのことを知らない第三者には主張できない。代表取締役が会社のためではなく、本当は自分個人の利益のために代表権を濫用して行為をした場合でも、判例では善意の第三者は保護されるとされている。また、ある者が代表取締役ではないのに、あたかも代表権があるかのような外観を会社が作りだしているような場合については、次に述べる「表権代表取締役」という制度があって、会社と取引をする者を極力保護するようになっている。さらには、会社は法人であるから、代表取締役がその地位を失っても、会社はその旨の登記をして公示をしない限り、その者がした行為についてこれを会社の行為ではないとは言えない（民法第46条第2項後段）。このように、会社の代表取締役の代表権・代表行為については、法律は通常代理よりもはるかに強く外観を信頼した第三者を保護する仕組みを設けているのである。

### b 表権代表取締役

会社が、代表権のない取締役や単なる従業員などに対し、「社長」・「副社長」・「専務取締役」・「常務取締役」などといった、一見代表権を有するかのように誤解されやすい肩書きを使うことを許している場合には、代表権のないその者と取引をした第三者がその者に会社を代表する権限があると誤解した場合でも会社は責任を負う。つまりその者の行為は会社の行為とされるのである。これを「表権代表取締役」という（商法第262条）。判例は、ある者の代表取締役への選任決議が何らかの原因で無効であった場合にもこの制度を類推適用し、その者と取引をした善意の第三者を保護している。